

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成27年11月24日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 平島ショッピングタウン

所在地 岡山市東区東平島1001番1ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東洋プロパティ株式会社

住所 東京都港区虎ノ門一丁目1番28号

代表者の氏名 代表取締役 今崎 恭生

(3) 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 代表取締役 岩本 隆雄

イ 名称 株式会社プラスワン山口

住所 岡山県赤磐市沼田1271番地1

代表者の氏名 代表取締役 山口 秀幹

(変更後)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男

イ 名称 株式会社プラスワン山口
住所 岡山県赤磐市沼田1271番地1
代表者の氏名 代表取締役 山口 秀幹

(4) 変更年月日

平成25年5月22日

2 届出年月日

平成27年10月26日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成27年11月24日から平成28年3月24日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課